

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金が支給されます

○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間 平成27年4月1日から平成30年4月2日
（請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

○請求窓口 お住まいの市区町村の援護担当課
※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。
請求手続など詳しくは、（町民課 保健福祉グループ 電話 5-1111 告知端末5-8815）までお問い合わせください。

インフォメーション

運転免許更新時 講習のお知らせ

優良運転者講習(30分)

7月7日(火) 午後1時から

天塩町社会福祉会館

一般運転者講習(1時間)

7月7日(火) 午後1時45分から

天塩町社会福祉会館

初回更新者講習(2時間)

7月7日(火) 午前10時から

天塩町社会福祉会館

違反運転者講習(2時間)

7月7日(火) 午後3時から

天塩町社会福祉会館

町税、各種保険料は、 必ず納期内に納めましょう !!

町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の普通徴収の納期は次のとおりです。必ず納期内に納めましょう。

期 別	第1期	第2期	第3期
納期限	6月30日	7月31日	8月31日
期 別	第4期	第5期	第6期
納期限	9月30日	11月2日	11月30日

◆仕事で忙しい方や不在がちな方等には、便利で確実な口座振替がお勧めです。

不動産競売物件情報サイト(BIT)が新しくなりました

そもそもBITとは？

BITとは、インターネット上で競売物件に関する情報、売却のスケジュール、売却結果などを確認することができるシステムで、「<http://bit.sikkou.jp>」からアクセスできます。

BITが新しくなりました

平成27年4月1日からBITが新しくなりました。画面レイアウトが大きく変わった他、トップページに新着の競売物件・売却結果情報の有無が掲載されるなど、利便性が向上しました。

新しい機能・掲載情報等

外観写真の掲載

検索結果を表示する画面に外観写真が掲載される

ようになりました。

取下げ等事件の一覧

BITでの閲覧開始後に取下げ等の理由により売却手続きが中止された物件の一覧が掲載されるようになりました。

ブロック単位での検索

ブロック単位で物件の検索ができるようになりました（ブロック単位での検索の場合のみ、大型物件（ゴルフ場、宿泊施設、工場）の検索も可能です）。

具体的な競売手続きのながれについては各地方裁判所の裁判所書記官に、入札手続きについては執行官に、それぞれお問い合わせください。